

## 山口県読売駅伝選手派遣費補助金交付要綱

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県読売駅伝競走大会に派遣する防府市選手団（以下「選手団」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、防府市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 選手団は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に、予算書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 選手団は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請書の内容変更等)

第6条 補助金の交付を受けた選手団は、申請書の内容に変更が生じたとき又は大会が中止になったとき若しくは大会に出場しなくなったときは、速やかにその理由を記載した書面を市長に提出し、承認又は指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、大会が中止になったとき若しくは補助金の交付を受けた選手団が大会に出場しなくなったとき又はこの要綱に違反したとき若しくは虚偽の申請、届出若しくは報告をしたときは、補助金

交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた選手団は、大会終了後は、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第9条 選手団は、当該補助金に係る収支を明らかにする帳簿その他の関係資料を整備し、市長の要請に応じて閲覧に供し、調査し、また報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月23日から施行する。